障害年金の等級変更等に係る調査回答状況

- 9. 今回の事例を通して感じたこと、本協会への要望等がありましたらご自由にお書きください。
- 1 障害厚生3級の方の額改定請求を支援し、4月に提出。7月に2級で決定が来ました。今のところ、下がったケースは見 受けられません。
- 2 明確な基準のないまま年金が却下されることや、役所によっては対応や説明が異なり、もらうべき人がもらえないという問題が大きい。
- 3 アディクション関連は、障害者手帳や障害年金が利用できないケースが多いです。
- 私は心理士で、ソーシャルワーカーとして働いておりません。以上の支援は直接行なっていませんが、一人一人がど の様な生活、支援かを確認するうえで、お話をする程度です。等級が下がったかどうか分かりませんが、何も言ってこ ないので、下がっていないのだと思います。
- 5 明らかに判定基準が厳しくなったと感じます。統計をもとに抗議すべきと思います。
- 6 等級変更もそうですが、初回判定も厳しくなっている印象です。明らかに2級が他の方であれば出るような診断書でも 落ちてきたりしています。必要な方に必要な判定が出るよう今後もご尽力いただければと思います。
- 7 収入情報に加えて、精神機能の客観的なスコアが(年金等請求に限っては)有効ではないか。
 - 本当に必要な人に対して障害年金等級が下げられてしまうことがあり、それで精神不調をきたすのは本末転倒である。一方で就労支援に結び付いたことは、年金があることでクライエントの力を奪っていたという側面もみられる。医学モデルとしての医師の診断書のみでの限界を感じている。
- 8 この調査とは異なるかもしれないが、一方で適応障害、パーソナリティー障害などのうつ状態で申請を希望する人が 多くなってきている。中には詐病の疑いが強い方もいる。確かに社会生活モデルとしては、必要と感じるクライアントが 多くいるため一概には言えないが、疾病利得を考えるクライエントも多くいる背景から、今回の一件になったのだと考え ている。
- 良い提案ができないのが申し訳ないが、必要な人が受給できる制度になるとよいのではないかと思う。
- 9 新規の障害年金申請がきびしくなった感じがします。書類(診断書)を受け付けてもらえなかったと患者様からの訴えもありました。また、社労士経由では、診断書記載について指示的な要求ととれるケースもあり困惑しました。
- 「福祉就労の事業所へ継続して通えている」からといって、十分な収入の保証があるわけではない。「病気と障害によ 10 る生活のしずらさがありつつも、なんとか通えている」ということが精神障害の特性であることを理解して判定をしていた だきたいと思います。
- 幸い、現段階で不利益を被った事例には遭遇しておりません。しかし今後の参考にさせていただきたいので、実際に 困った事例を、個人が特定されない程度に情報共有を行ってほしいです。
 - みんなねっと2012年6月号内「わかりやすい制度のはなし(良田かおり氏)※」のコピーを医師に渡し、現症時の就労状況欄の記載については医師の判断に委ねることにしています。
- 12 ※「現症時の就労状況」欄に記載がなくても、それを理由に診断書を差し戻すことはしないとの年金局の見解が書かれています
- 13 就労状況の欄の記載については、日本精神科病院協会が厚生労働省に申し入れをした経緯があると聞いている。厚生労働省の回答結果について知りたい。
- 年金の等級などがさがったり、年金の申請が通らないことがまったくダメだとは思っていません。正直年金をもらわなくても頑張って働ける状態の人はいますから。しかし、今回の年金機構のやり方は全く当事者の病状を無視した一方的なやり方だと思います。協会に要望というものはありませんが、障害年金の扱いを国がどのように思っているのかが見えてこないというのが感じたことです。
- 15 診断書の内容が前回よりも重い状態で書かれているにもかかわらず、等級が下がったことについて納得がいかない。また、決定通知書の内容もご本人にとって、わかりにくいものであり、納得ができる説明ではなかったと思います。
- 16 障害基礎年金の申請方法を研修で教示することをおすすめします。
- 5年前の現況届診断書の作成時、治療歴の最終が「軽快」と記載し提出したところ、他は以前の診断書と記載内容が 27 変わらないにもかかわらず、1級→2級へ級落ちした。審査請求したところ、「軽快」と書かれているからと、ただそれだけの事にもかかわらず、このような結果であった。
- 18 生活を作っていくのに障害年金の取得がどうしても必要なことが多いため、PSWとして常に最新情報や動向を把握しておきたい。協会から情報がもらえるとたすかる。
- 19 就労支援が増え、収入を得るようになった当事者も増えたが、1人で生活できる程には至っていない。生活保護も厳格化されているので、年金が止まることに当事者はおびえていることを伝えて欲しい。
- 20 就労状況については、クライエントとの打ち合わせ(状況の確認やそれを元に作成したDr.への簡単な資料など)が重要と感じる。
- 21 現況届で下がった方は把握していないが、新規申請で不支給になるケースが増えています。
- 22 長期間年金を受給してきた方の等級変更の割合が高いように思います。
- 23 年金機能強化法について無知であり、自分の勉強不足を感じた。
- 24 根本的な生活資金の確立、時代の背景も有りましょうが、何とか(措置→生保→障害年金→破裂)(他方優先=他方押しやり政策)となって、政策に翻弄されず安心して生きてゆける方法はないものでしょうか。
- 25 前回の調査呼びかけに応えられず申し訳ありませんでした。お手数をおかけしておりますが、こういった形ですと回答しやすいです。ありがとうございます。
- 26 障害年金が所得保障の意義を失いつつあるように思います。高校生のアルバイトと同じ時給で働いている当事者は、年金が生計の要です。年金が打ち切られれば、将来その人の望む生活は実現できなくなります。
- 27 こんなにも簡単に等級が下がってしまうと、今まで障害年金で生活をしてきた方はすぐに就労できるわけでもないためとても困っている。

障害年金の等級変更等に係る調査回答状況

- 9. 今回の事例を通して感じたこと、本協会への要望等がありましたらご自由にお書きください。 他からは不利益があったクライエントの話を聞いております。現場で感じることは、当事者への説明不足と、制度のわ かりにくさでしょうか。 症状・状態が変わらないのに、同じ内容で等級が変わるのはなぜでしょうか? このテーマに関心を持ち続け適当な支援を行っていくことが求められると思います 等級変更ではないのですが、申請しても受給できない方が以前より多くなった印象があります 31 32 今回の調査は、当院での年金に関わるスタッフに、確認しました(看護師、PSW) 2014年7月までの所属が上記外で、直接的に係る業務でなかったため実績なしです。 33 Dr.の診断書が中心の判断で、現況にそぐわない事が多々ある。 前回と同じように記載されていても、審査会での質疑等で、戻される事が多くなっており、支援や指導の具体的内容を 35 問われている。審査が厳しくなった印象はある。 就労=状態回復との記載とならぬよう、クライエント、Drへの助言が重要と改めて思いました 36 就労状況欄について。審査機関が就労先に調査を入れることがないのであれば、本人が虚偽申告したことを診断書 に記載してしまった場合、本来受給できない方も受給できてしまう恐れがあると思った 現在の制度では、障害年金現況届(診断書)作成時の状態像が判定の基準になっているが、丁度その期間だけ福祉 的であっても就労の形がとられると障害等級が軽くなったと解釈されるのはいかがなものか。福祉的就労でも、授産関 38 係、就労継続、障害者雇用などで形態が違うだけで等級が異なることもおかしい。福祉的就労をしていても、生活障 害が同程度あれば障害年金は支給されるべきと考えている。団体からも障害年金判定機関に対して就労の有無や形 態だけでなく状態像で判断していただくよう要請してほしい。 制度的に判定が厳しくなっているのであればそれはそれで良いと思います。 補える何かができればと思います。 PSWに求められることは、所得保障という権利保障をしっかり認識して業務にあたることだと思います。そのためには、 新規請求・障害状態確認届診断書を問わず、診断書の作成前に、PSWは日常生活の状況を当事者や家族からしっ かり聴取し、その情報をPSWがまとめて医師に提示し、診断書を作成するようにしなければ、生活のしづらさはペー パー(診断書)に落ちないと思います。そうしないと、本来の日常生活とは異なる評価がされ、不利益に繋がってしまう と思います。 40 特に、昨今、「支援状況がどうか」が評価に影響すると言われるようになってきました。支援状況はPSWが把握し易く、 その表現も長けている部分だと思いますので、PSWならばその点を診断書の記入に援護射撃することが出来ると思い ます。その実践は、当事者からみたPSWの存在価値に直結するとも思います。 協会さんには、障害年金に精通したPSWに近年の動向を聞いてまとめていただき、等級変更等の不利益にならないよ うなPSWに必要な支援方法を、会員に向けて発信していただきたいと思います。 過去1年間に等級の変更があった方はいない為、十分な回答ができませんが、過去に等級変更になり、生活に支障 が出た方を支援したときに感じた事は、生活に十分な金銭を年金でまかなおうとすること自体が不可能な国の制度で あるということと、疾病と障害の共存と精神科の病気をいう割に、医師の診断書に記載されている本人の現症しか反映 されない状況がある事に違和感を感じるということです。また、等級が就労の有無に左右されやすく、たまたま現況届 けを提出する段階で就労に結びついていても、年金額が下がり、不安が増強。将来への金銭的見通しが崩れること 41 で、就労どころか、生活にまで支障が出た方を何人か見ています。年金の等級が1から2級になることは「障害が軽くな り良い事」と感じるよりも「あまり変わった感じはしないのに受給金額を下げられてしまい困っている」との捉え方や声を 多く耳にします。現場サイドの関わり方・伝え方に間違いがあってはならないときをつけていますが、なかなか改善され ないのが現状です。当事者の口から「状況が変わっていないし、就労だってできたりできなかったり、具合が悪くなくて もいきなり首になることがあって、ただでさえ不安なのに、年金がいきなり減ったりしたらパニックだよ」「大してやることも 変わってないのにいきなり給料が減ったらあなたも不安でしょ?」と聞かされた時には確かにと感じました。 前回の診断書の内容と同じような場合にでも等級変更が行われており、クライエント自身の生活をかなり脅かしてい る。 また別のケースでは、就労したことを理由に障害年金が停止されてしまったケースがあり、停止の決定通知が来た直 42 後に体調を崩し、入院してしまうケースもあった。 就労=日常生活に問題がないという考え方がいまだに残っている可能性があるため、協会として就労がすべてではな いことを今以上に訴えてほしい。 不勉強のため、今回の調査があるまで基準の変更を知りませんでした。今回協力してくれた地域の支援者も、当時 「最近等級が落とされる人が多い」と話していましたが、やはり基準の変更は知りませんでした。基準の変更では、対処
- のしようがないかもしれませんが、知っていればよかったとも思います。 43 また、年金機構では等級変更の理由は説明してくれないので、本人がショックをうけています。障害の程度がよく
- なったわけではないのに、等級と支給額だけが落ちるのは、受け入れることができません。基準の変更など、本人たち に関係のあることは、せめて本人に通知してくれるとよいのではないかと思います。
- 同程度に仕事をしていても、全く変化ない方もおられる。支援した方は、「そううつ」だったので、軽く見られたのかもし 44 れないが、納得いかなかった
- ご本人、Dr.との打ち合わせを丁寧にすることが重要だと感じています。今のところ当方で関わるケースは不利益が出 45 ていませんが、生じた場合の対応をしっかりしないといけないと感じます

障害年金の等級変更等に係る調査回答状況

9. 今回の事例を通して感じたこと、本協会への要望等がありましたらご自由にお書きください。

58

なっている。

現況届での不利益はないのですが、等級変更申請や、新規申請時に、今までの経験より軽く出るケースが多く見受け 46 られます。特に、今までは1級で決定されていた内容と同等か、それより重い診断書で2級で決定されていうる。 ①は年金支給停止から間もなく失職し、現在、生活の維持が課題。②は、支給停止を受けて一時精神的に不調に 47 なった。 「障害年金」に翻弄されている。 成年後見人として現況届を出すのは当然と思うが、介護支援専門員として市職員が関与しないから支援せざるを得な 48 いから、行う時、これで良いのか?と感じる。 今回の等級変更が、前回の診断書と内容は変わらなかったことから、「現症時の就労状況」欄が新設されたことによる ところが大きいと思われる。本ケースも高齢の父が細々と経営してきた事業を現在も本人のためにと続けており、その 49 |父の支援の元で何とか働けている状況で、それがなければ働くことは難しい状況にある。ただ単に就労しているとうこ とで判断するのではなく、どんな状況で、あるいはどんな支援の下で就労が可能になっているのかにも着目してくれる よう厚生労働省には働きかけて欲しい。 上記の質問事項とは外れますが、どうしても解せないため、記述します。 当院では、長期入院中でも前回と同じ内容で現況届の内容をDrが記述したところ等級が下がる方が多数います。茨 城県は障害年金1級の方は医療が無料であるためか、他県よりもその傾向は早くから(昨年)見られていたように思わ 50 れます。 しかし、解せないのは共済年金の障害年金を受給中の方で、先回と全く同じ内容で現況届をDrが記述したところ、2 級から1級に等級が上がった方がいたことです。特に額改定請求を提出したわけでもありません。 今後、障害年金の受給において、 、国民年金、厚生年金と共済年金とで格差や差別が広がるのでないかと、 今回の事例に関しては、結果的に等級が変更になったとはいえ、改訂請求するにあたり、経済的、精神的にクライエ 51 ントの負担が大きすぎると感じており、納得できないでいる。 年金停止は、クライエントにとって死活問題です。停止の通知が来た時の絶望感はかなりのものであり、その家族にも 52 影響が及びます。認定基準の再考を協会から厚労省へ働きかけをお願いします。 1~3月の情報提供の呼びかけに気づかず、失礼しました。状況を整理していただけると良いかと思います。 障害年金の収入のみで生活される人は、かなりのショックで、精神症状にも影響が出る場面もみられた。 54 不支給決定後も入退院を繰り返している上記女性。働くこと、家事もままならない能力で暮らしている現状を把握して 55 決定を行っているのか疑問です。 就労状況で一般就労があり、細かい収入状況などを書いた場合、等級が下がったりするようだ。細かく記入しなくても 56 よいので書かないようにしている 発達障害、知的障害者に関する障害認定が、都道府県でかなり差があると感じます。全国的な状況調査があると良い 57 のではないでしょうか。 どんなに病状が悪くても、働いていれば2級とはみなされないと感じた。しかし就労継続A型であれば、2級のままに